

# 令和5年度

## 甲府市屋外広告物講習会のご案内

甲府市内で屋外広告業を営もうとする場合は、甲府市屋外広告物条例の規定により、屋外広告業の登録をするとともに、各営業所に屋外広告物講習会の修了者等、一定の資格のある業務主任者を置くことが義務づけられています。

また、一定の基準を超える屋外広告物を掲出するために甲府市屋外広告物条例に基づく許可を受ける際には、資格を有する者を管理者として定めることが義務づけられているとともに、資格を有する者による安全性の点検を行わなければなりません。

甲府市では、広告物等に関し必要な知識を修得するための講習会を次のとおり開催します。この講習の修了者は、業務主任者や管理者、点検者となることができますので、これから屋外広告業を始めようとする方、広告物の管理者又は点検者になろうとする方は、この講習会を受講してください。

なお、他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者も、業務主任者や管理者、点検者となることができます。

### 1. 講習会について

#### 1-1. 開催日時

令和6年1月26日（金） 午前9時30分から午後6時10分まで  
（午前9時15分より受付開始）

#### 1-2. 会場

甲府市総合市民会館（甲府市青沼三丁目5-44） 大会議室

#### 1-3. 講習科目及び講習時間

- (1) 屋外広告物に関する法令（3時間）
- (2) 屋外広告物の表示方法に関する事項（2時間）
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項（2時間）

#### 1-4. 時間割

|         | 9:15 | 9:30 | 9:40        | 12:40 | 13:40             | 15:40  | 15:50          | 17:50              | 18:10 |
|---------|------|------|-------------|-------|-------------------|--------|----------------|--------------------|-------|
| 全科目受講者  | 受付   | 開講式  | 屋外広告物に関する法令 | 休憩    | 屋外広告物の表示の方法に関する事項 | 休憩     | 屋外広告物の施工に関する事項 | 閉講式<br>・<br>修了証書交付 |       |
| 一部科目免除者 |      |      |             |       |                   | 修了証書交付 |                |                    |       |

## 1-5. 受講時の持ち物

- 筆記用具
- 受講票
- 本人確認ができるもの（顔写真付きのもの：運転免許証等）
- テキスト
  - ・「甲府市屋外広告物関係法令等」（当日配布します。料金は受講手数料に含まれます。）
  - ・「屋外広告の知識 第五次改訂版 法令編」、「屋外広告の知識 第四次改訂版 デザイン編」、「屋外広告の知識 第四次改訂版 設計・施工編」（計3冊）
  - ※受講料に含まれませんので、各自でご用意ください。講習会の当日、業者が販売を行う予定ですので、会場にてご購入いただくことも可能です。（参考価格：7,100円／3冊）

## 1-6. 新型コロナウイルス感染防止対策等について

### (1) 感染防止対策

- ・マスクの着用  
咳エチケット等の感染防止対策として、マスクの着用を徹底してください。
- ・衛生管理  
入館時やトイレ使用後等の手指消毒、手洗いを徹底してください。
- ・検温等体調チェックの実施  
講習会当日の検温等体温チェックを行ってください。  
なお、(2) 来場自粛の基準の記載内容に該当する方は、受講をお控えください。

### (2) 来場自粛の基準

- ・発熱あるいは咳、咽頭痛等の症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者であることが判明した場合

## 2. 受講申込について

### 2-1. 申込期間

令和5年12月4日（月）から令和5年12月26日（火）まで  
（郵送の場合は、12月26日必着となります。）

※ 新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によっては、講習会が延期又は中止となる可能性があります。その旨をご承知の上、お申し込みください。

### 2-2. 受講定員

60名（先着順）

※受講希望者が定員に達した場合、以降の申し込みをお断りさせていただく場合があります。なお、申込期間中に定員に達した場合は、甲府市ホームページに情報を掲載します。

### 2-3. 申込方法

次の書類を郵送又は持参により「2-4. 申込先」にご提出ください。

- (1) 講習会受講申込書（第17号様式）
- (2) 返信用封筒（受講票送付用）
- (3) 資格証等の写し（講習科目の一部免除を希望する場合）

※講習科目の一部免除については「4. 講習科目の一部免除について」をご確認ください。

### 2-4. 申込先

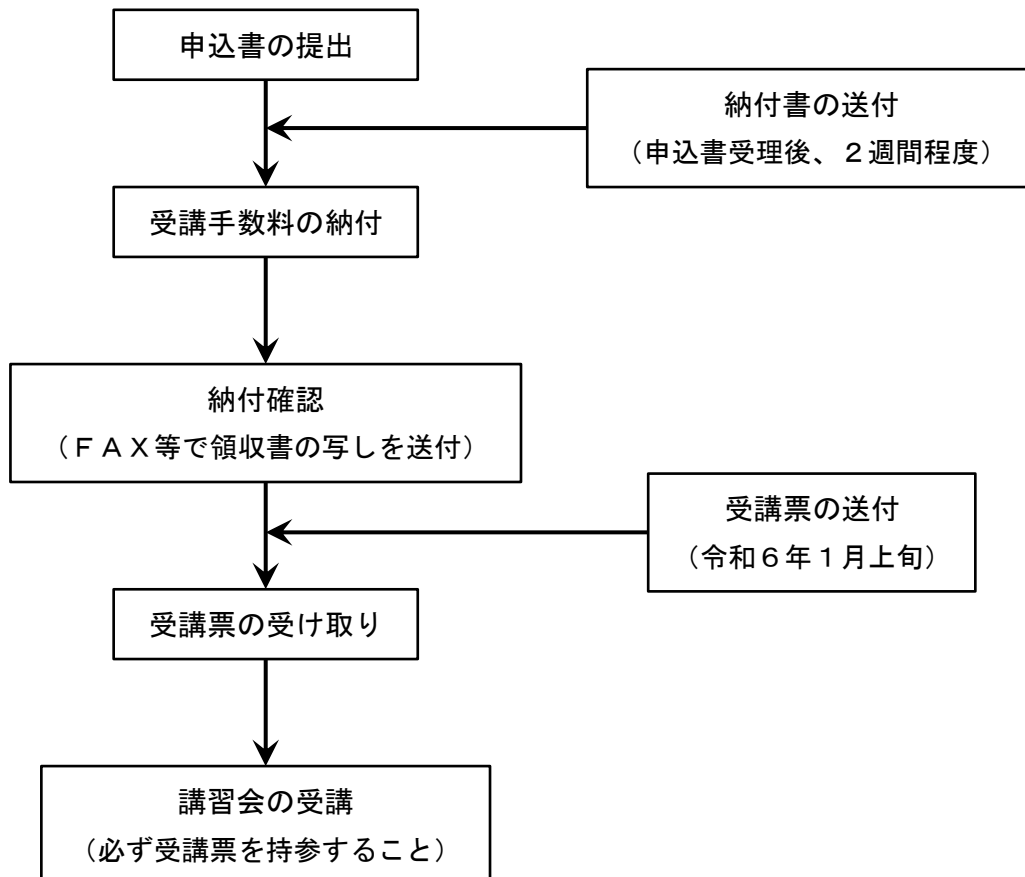
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市役所 都市計画課 指導係

### 2-5. 受講手数料

- ・全科目受講の場合：3,000円
- ・一部科目の免除の場合：2,000円

受講手数料は、申込書提出後、市から送付する納入通知書により納付をしてください。  
なお、納付後に申込を取り消した場合や受講をしなかった場合でも、受講手数料は還付（返金）できません。

### 2-6. 受講までの流れ



### 3. 講習会修了証書の交付について

講習会終了後、受講票と引き替えに修了証書を交付します。一部の科目が免除となる場合を除き、全ての科目を受講しないと修了証書を交付できません。

### 4. 講習科目の一部免除について

次のいずれかに該当する方については、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習が免除されます。該当することを証明できる書面（資格証等の写し）を受講申込書とともに提出してください。

- (1) 建築士法の建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法の電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法の電気主任技術者免状（第一種・第二種・第三種）の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法の準則訓練を修了した者（帆布製品製造科）、職業訓練指導員の免許を受けた者（帆布製品製造科）、技能検定に合格した者（帆布製品製造）

### ○お問い合わせ先

甲府市役所 まちづくり部 まち開発室 都市計画課 指導係  
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話：055-237-5829  
FAX：055-232-4834